

／ 市内で起業する方を応援します！ ／

起業家支援事業補助金

市内産業の振興につながる起業促進を図ることを目的として、市内起業家が起業までに必要な広告宣伝費に対し補助金を交付します。

対象要件(一部)

- ・ 起業の日を迎えておらず、補助事業年度内に開業(または法人設立)の届出可能な方、または起業の日から1年を経過していない方
- ・ 事業主が本市に居住し、住民基本台帳に登録されている方
- ・ 本社機能を有する事業所を市内に設置する予定の方
- ・ 本市より特定創業支援の証明書を発行されている方
- ・ 必要な許認可を受けている方

補助対象経費

広告宣伝費

例：WEBサイト作成・
チラシ作成・チラシ折込
名刺作成・看板設置 等

補助金額

補助対象経費
の2分の1
上限額 5万円

添付書類

- ・ 住民票の写し ※
(発行後3か月以内)
- ・ 市税の完納証明書 ※
- ・ 開業届の写し(個人)
- ・ 法人設立届出書の写し(法人)
- ・ 営業許可証の写し
(必要業種の場合。申請時
には、取得までの計画書で可)
- ・ 補助対象経費の見積書
- ・ 補助事業の内容がわかるもの
(仕様書等)

※一定の要件を満たせば
省略可能です。



お問合せ先：河内長野市事業者支援窓口
(市役所産業観光課内)

TEL：0721-53-6075

E-mail：jigyousha-shien@city.kawachinagano.lg.jp

詳細は、市ホームページ
(右記QRコード)からご
確認ください。

